

平成24年行政事業レビューシート

(警察庁)

事業名	犯罪被害者支援経費		担当部局	長官官房		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	-		担当課室	給与厚生課		給与厚生課長 小島 隆雄		
会計区分	一般会計		施策名	6 犯罪被害者等の支援の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	犯罪被害者等基本法第22条		関係する計画、通知等	犯罪被害者等基本計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体と関係機関との活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するため、民間被害者支援団体において活動している支援員等に対する研修会の開催の支援を継続的に行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	犯罪被害者等の支援の充実を目的として、警察と民間被害者支援団体における支援に関わる民間の支援員の知識・技能の向上及び連携の強化を図るため研修会の開催等を実施する。							
実施方法	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他	
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	19	9	7	4	4	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	19	9	7	4	4	
	執行額	13	9	4				
執行率(%)	68%	100%	57%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	(成果目標) 民間被害者支援団体の支援要員の知識・技能の向上 (参考指標) 支援要員に対する研修への参加者数	成果実績	人	482	632	777		
		達成度	%					
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	支援要員に対する研修の実施回数		活動実績 (当初見込み)	回	2	2 (2)	2 (2)	2 (2)
単位当たり コスト	5,508円/人		算出根拠	4,280,140円(平成23年度執行額)/777人(研修会参加人数)				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	業務委託費	4	4	執行実績を踏まえ、検討を行ったため。				
	諸謝金	0.4	0.3					
計	4.4	4.3						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況		広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体と関係機関との活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するた研修会の開催を支援する。 なお、一般競争入札による落札のため不用率が大きい。
		国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・		支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	研修会開催業務委託は、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施しており、警察庁で契約しているので支出先は把握している。
		単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	犯罪被害者等の支援の充実の目的として、警察と民間被害者支援団体における支援に関わる民間の支援員の知識・技能の向上及び連携の強化を図るため研修会の開催を実施している。
		適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
		類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 類似事業名とその所管部局・府省名	
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>1 支出先・使途の把握水準・状況 研修会開催業務委託については、警察庁において契約しているため、支出先・使途については把握している。</p> <p>2 見直しの余地 民間被害者支援団体は、相談、病院等への付添いなど被害からの回復に向けたさまざまな支援を行っており、被害者支援における役割は非常に大きいことから、その質的水準の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 なお、契約に関しては、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、引き続き予算の適正な執行に努める。</p>		
	<p style="text-align: center;">予算監視・効率化チームの所見</p>		
現状通り	<p>1 支出先・使途等の実態把握の状況に関する所見 おおむね十分と認められる。</p> <p>2 改善策の内容及び横断的見直しの状況に関する所見 おおむね具体的で十分な内容と認められる。</p> <p>3 レビューシートの分かりやすさに関する所見 おおむね分かりやすい。</p>		
	<p style="text-align: center;">上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)</p>		
	現状通り	特になし	
<p style="text-align: center;">補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)</p>			
特になし			
<p style="text-align: center;">関連する過去のレビューシートの事業番号</p>			
平成22年行政事業レビュー	当初1-5	平成23年行政事業レビュー	41

警察庁
4百万円

民間被害者支援団体に関わる支援員等の知識・技能向上のための研修会開催を委託

< 業務委託費等 >

【一般競争入札】

A. (株)オーエムシー
4百万円

受託した研修会開催の業務等を実施

< 謝金 >

B. 外部有識者等
(15人)
0.2百万円

講義等を依頼した外部有識者に対して謝金を支出

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.(株)オーエムシー			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
業務委託費等	民間被害者支援団体に対する研修会	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)オーエムシー	民間被害者支援団体に対する研修会	4	5	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	外部有識者等	謝金(延べ15人)	0.2		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

民間被害者支援団体の概要について

全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体に構成される非営利法人で以下のような事業を行っている。

- ・ 犯罪被害者支援に関する広報・啓発
- ・ 民間被害者支援団体の支援スタッフの研修
- ・ 全国各地における民間被害者支援団体設立の推進と連携
- ・ 被害者・遺族の自助グループの支援と連携

警察庁

「全国民間被害者相談員研修会」への協力

全国犯罪被害者支援ネットワークは、スタッフ研修等を通して、各民間被害者支援団体の事業水準の向上に寄与

各都道府県の民間被害者支援団体 (全国被害者ネットワークの加盟団体)

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体は、平成24年4月現在で48団体あり、これらの団体は、関係機関と連携を図り、以下のような援助を行い被害者の早期援助に大きな役割を果たしている。

- ・ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動
- ・ 犯罪被害者相談業務（電話相談、面談相談）
- ・ 直接支援業務（防犯ブザー等の貸与、病院や裁判所等への付添い、被害者等の職場等関係者への連絡、被害者自助グループへの支援）
- ・ ボランティア相談員の養成及び研修

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した非営利法人である。（平成24年4月現在48団体中40団体が指定を受けている）

犯罪被害者等早期援助団体は、警察本部長から犯罪被害の概要等に関する情報提供を受けることができ、これにより、被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができ、早期援助に特に大きな役割を果たしている。